

奈良市議会議員政治倫理条例（案）に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート

＜今後の特別委員会での協議予定：4月26日（木）・第1条から第6条まで 5月・第7条から第14条まで＞

<H24. 4. 11 現在>

奈良市議会議員政治倫理条例（案）	会派名または無所属議員名： 政 翔 会
（目的） 第1条 この条例は、奈良市議会議員（以下「議員」という）が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。	○前文について「二度と不祥事を生じない体質への変革が必要であり」を削除すべき ○（案）第1条について、 自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、を削除すべき
（議員の責務） 第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうようなことがあってはならない。	
（市民の責務） 第3条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚をもち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。 (1) 前条第1項第3号に規定する工事等の指名または選定の依頼 (2) 市職員の採用に関する推薦または紹介の依頼 (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄付行為 (4) 飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為 (5) その他、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけ	○（案）第3条と第4条を入れ替えるべき

(政治倫理基準)

第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるような恐れのある行為をしてはならない。
 - (2) 議員は、刑法上の規定による贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品等の授受の行為をしてはならない。
 - (3) 議員は、市、及び市の出資法人（市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、及び市と密接な関係にあると認められる法人をいう。以下同じ。）が関係する公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入（以下「工事等」という）並びにこれらの下請けに関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。
 - (4) 議員は、市が行う許認可等の処分や指定管理者の指定に関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。
 - (5) 議員は、公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む）の採用、並びに市職員の昇格、異動の人事に関して推薦、紹介等の関与をしてはならない。
 - (6) 政治活動に関して法人その他の団体（政党その他の政治団体を除く。）から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせてはならない。
 - (7) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。
 - (8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。
 - (9) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。
- 2 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第7条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。

○（案）第3条と第4条を入れ替えるべき

○（9）については削除すべき

(市の工事等の契約に関する遵守事項) 第5条 議員の配偶者並びに3親等以内の親族または同居の親族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業は、第4条第1項第3号に規定する工事等の直接契約について辞退しなければならない。 2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。 3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に市議会議長（以下「議長」という）に提出するものとする。 4 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。 5 市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。	第5条案に関連して、 広島県府中市議会政治倫理条例に関わる損害賠償請求事件の控訴審判決（昨年10月広島高裁）において「2親等以内の親族が経営する企業は市が発注する工事の契約を辞退しなければならない、」という政治倫理条例条文が「憲法上保障された経済活動の自由及び議員活動の自由を制限できる合理性や必要性が認められず、無効」という司法判断が出された。 現在、最高裁に上告中であり、現段階では、当該条文について議論を進めるべきではないと考える。慎重に審議すべきであり、議論の対象から外すべきではないか。
(宣誓書の提出) 第6条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。 2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。	